

○厚生労働省告示第四百五十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者介助等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 九月 三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

題名中「重度障害者介助等助成金」を「障害者介助等助成金」に改める。

第三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四条とする。

第二条第四号中「前条第五号」を「前条第六号」に改め、同条を同条第六号とし、同条第三号中「前条第三号及び第四号」を「前条第四号及び第五号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 前条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間

イ 第一号介助者の配置 第二号イに定める期間が終了した日の属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該第一号介助者を配置している期間

ロ 第一号介助者の委嘱 第二号ロに定める期間が終了した日の翌日から起算して五年の期間

ハ 第二号介助者の配置 前号イに定める期間が終了した日の属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該第二号介助者を配置している期間

ニ 第二号介助者の委嘱 前号ロに定める期間が終了した日の翌日から起算して五年の期間  
第二条中第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第一条に掲げる助成金 措置対象者が施行規則第十八条第一項に規定する職場復帰をした日の属する月の翌月から起算して三年の期間のうち当該重度障害者等職場適応措置を実施している期間

第二条を第三条とする。

第一条中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の二第一項に規定する重度障害者介助等助成金（以下「助成金」という。）」を「助成金のうち施行規則第二十條の二第一項第二号に該当する事業主に支給する助成金」に改め、同条第一号中「第二十條の二第一項第一号」を「第二十條の二第一項第二号イ」に改め、同号ロ中「同号」を「同号イ」に改め、「事務的業務」の下に「（以下単に「事務的業務」という。）」を加え、同条第二号中「第二十條の二第一項第二号」を「第二十條の二第一項第二号ロ」に改め、同条第六号中「第二十條の二第一項第六号」を「第二十條の二第一項第二号ト」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二十條の二第一項第五号」を「第二十條の二第一項第二号へ」に改め、同号を同条第六号とし、同条第

四号中「第二十条の二第一項第四号」を「第二十条の二第一項第二号ホ」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十条の二第一項第三号」を「第二十条の二第一項第二号ニ」に、「十四万四千元」を「二十八万八千元」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号の次に次の一号を加える。

三 施行規則第二十条の二第一項第二号ハに規定する継続の措置に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した第一号介助者の配置若しくは委嘱又は第二号介助者の配置若しくは委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ 第一号介助者の配置に係る助成金 第一号介助者一人につき月額十三万円

ロ 第一号介助者の委嘱に係る助成金 第一号介助者の委嘱一回につき九千元（ただし、一年につき二十二万円（事務的業務に従事する場合にあつては、百三十五万円）を限度とする。）

ハ 第二号介助者の配置に係る助成金 第二号介助者一人につき月額十三万円

ニ 第二号介助者の委嘱に係る助成金 第二号介助者の委嘱一回につき九千元（ただし、一年につき百三十五万円を限度とする。）

第一条に次の一号を加える。

八 施行規則第二十条の二第一項第二号チに規定する在宅勤務障害者（以下「在宅勤務障害者」と

いう。)の雇用管理及び業務管理の業務を担当する者(同号ちに規定する者をいう。以下「在宅勤務コーディネーター」という。)に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額)に在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理に係る制度の整備(機構が別に定める場合に限る。)につき十万円を加えて得た額

イ 在宅勤務コーディネーターの配置に係る助成金 一月につき当該在宅勤務コーディネーターの配置に係る在宅勤務障害者(当該在宅勤務コーディネーターによる雇用管理及び業務管理の実施の期間が十年以下である者に限る。ロにおいて同じ。)の数に五万円を乗じて得た額(ただし、在宅勤務コーディネーター一人につき月額二十五万円を限度とする。)

ロ 在宅勤務コーディネーターの委嘱に係る助成金 委嘱一回につき当該在宅勤務コーディネーターの委嘱に係る在宅勤務障害者の数に三千円を乗じて得た額(ただし、在宅勤務コーディネーター一人につき年間二百二十五万円を限度とする。)

第一条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第二十条の二第一項に規定する障害者介助等助成金(以下「助成金」という。)のうち同項第一号に該当する事業

主に支給する助成金の額は、同号に規定する重度障害者等職場適応措置（以下「重度障害者等職場適応措置」という。）の対象となる同号に規定する重度障害者等（以下「措置対象者」という。）一人につき月額三万円（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項に規定する短時間労働者にあつては、二万円）とする。

#### 附 則

1 この告示の適用前にされた申請に係る障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第一項に規定する重度障害者介助等助成金の額については、なお従前の例による。

2 この告示の適用前に、この告示による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件第三条第二号又は第三号に定める期間が終了している場合における同条第四号に定める期間の起算については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が別に定める。